

日本税理士会連合会 編集

税務六法 56

通達編

ぎょうせい

税務六法〔通達編〕昭和56年版

昭和56年 5 月30日 発行

定価 3,200円

送費 350円

編集者 日本税理士会連合会

発行所 株式会社 **ぎょうせい**

本 社 東京都中央区銀座7-4-12

営業所 東京都新宿区西五軒町52番地

郵便番号 162 電話 268-2141(代)

振替口座 東京 4-10000番

印刷 行政学会印刷所

製本 大口製本印刷㈱

※乱丁・落丁はおとりかえします。

3032-882220-1505

は し が き

昭和四十年以来本会では、税理士必携の書として「**税務六法**」を企画編集し、これを株式会社ぎょうせいから刊行して参りました。幸いにして各層から幅広いご支持とご愛用をいただけてきましたが、先に所得税、法人税等一連の基本通達が整備されたのを機に、昭和四十七年から「**税務六法**」の「**通達編**」を併せて刊行し今日に至りました。

税法の解釈適用は、通達集の常備なくしては完璧を期することはできません。本書が「**税務六法**」の「**法令編**」とともに、広く税法の理解のために役立つことができれば幸いです。

昭和五十六年五月

日本税理士会連合会

会長職務執行者

副会長 織

本

秀

実

凡 例

- 一 税務実務担当者が最も必要とする直接税関係の通達を厳選し、全体を「所得税」・「法人税」・「耐用年数」・「相続税」・「地方税」の五編に大別し収録した。
- 二 各個別通達は示達年月日順に収録した。
- 三 各通達中一部改正がなされた部分には、〔 〕書きでその通達番号を付した。
- 四 所得税、法人税関係の措置法の個別通達については、特に年順索引の他事項別索引を付した。
- 五 本書の内容は、昭和五十六年四月一日現在である。

所得 税

税務六法〔通達編〕（56年版）

税務六法

通達編

△昭和五十六年版▽

目次

所得税関係

- 所得税基本通達……………一
- 所得税個別通達……………二〇一
- 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶子等に関する法律の取扱通達……………二八六
- 租税特別措置〔所得税関係〕取扱通達……………四〇一

法人税関係

- 法人税基本通達……………七〇一
- 法人税個別通達……………九〇一
- 租税特別措置〔法人税関係〕基本通達……………一一〇一
- 租税特別措置〔法人税関係〕個別通達……………一三〇一

耐用年数関係

- 耐用年数の適用等に関する取扱通達……………一六〇一
- 機械及び装置の細目と個別年数……………一六六三

相続税関係

- 相続税基本通達……………二一〇一
- 相続税財産評価に関する基本通達……………二二〇一
- 相続税個別通達……………二四〇一
- 租税特別措置〔相続税関係〕取扱通達……………二四八一

地方税関係

○ 地方税法及び同法施行に関する取扱
いについての依命通達〔道府県税関
係〕……………二六〇一

○ 地方税法及び同法施行に関する取扱
についての依命通達〔市町村税関係〕…二七〇一

○ 固定資産評価基準の取扱いについて
の依命通達……………二八五一

○ 地方税個別通達……………二九一一

索引

○ 所得税関係……………三一〇一
○ 法人税関係……………三一五七
○ 耐用年数関係……………三二一一
○ 相続税関係……………三二一六
○ 地方税関係……………三三二九

(昭和四五年七月一日
直審(所)三〇(例規))

昭和四五年二月二六日直審(所)

[illegible]

この所得税基本通達の制定に当たっては、従来の所得税に関する通達について全面的に検討を行い、これを整備統合する一方、その内容面においては、法令との単純な解説の留意規定はできるだけ設けないこととするなど通達を簡素化するとともに、なるべく画一的な基準を設けることを避け、個々の事案に要する弾力的運用を期することとした。従つて、この通達の具体的な適用に当つては、法令令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められた。

省略用語例

所得税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

.....

令……………所得税法施行令
規則……………所得税法施行規則
措置法……………租税特別措置法
措置法令……………租税特別措置法施行
令
通則法……………国税通則法
耐用年数省令……………減価償却資産の耐用
年数等に関する省令

第一編 總則

「屋主者、非永

者（第三、四、五号関係）	五
「人格のない社団等（第八号関係）」	五
「公社債（第九号関係）」	六
「預貯金（第一〇号関係）」	六
「たな卸資産（第十六号関係）」	六
「減価償却資産（第一九号関係）」	六
「繰延資産（第二〇号関係）」	七
「変動所得（第二三号関係）」	九
「臨時所得（第二四号関係）」	九
「障害者（第二八号関係）」	〇
「老年人（第三〇号関係）」	〇
「寡婦（第三一号関係）」	〇
「勤労学生（第三二号関係）」	〇
「控除対象配偶者及び扶養親族（第三三、三四号関係）」	二
「特別農業所得者（第三五号関係）」	二
法第三条「居住者及び非居住者等の区分」関係	二
第二章「課税所得の範囲」	二
法第七条「課税所得の範囲」関係	三
法第九条「非課税所得」関係	三
「傷病者の恩給等（第三号関係）」	三
「旅費（第四号関係）」	三
「通勤手当（第五号関係）」	三
「現物給与（第六号関係）」	三
「外国公務員等の給与等（第八号関係）」	三
「強制換価等による譲渡（第一	三

〔有価証券の譲渡（第二号関）〕

第三十二条	山林所得	関係	三
第三十一条	退職手当等とみなす一時金	関係	三
第三十条	退職所得	関係	三
第二十九条	給与等とみなす年金	関係	三
第二十八条	給付所得	関係	三
第二十七条	事業所得	関係	三
第二十六条	不動産所得	関係	三
第二十五条	配当等の額とみなす所得	関係	三
第二十四条	配当所得	関係	三
第二十三条	利子所得	関係	三
第二二条	課税標準及びその計算並びに所得の控除	第一節 各種所得の金額の計算 第一款 所得の種類及び各種所得の金額	三
第二一条	実質所得者課税の原則	関係	三
第二章	居住者の納税義務		三
第一章	課税標準		三
第三	所得の帰属に関する通則	等（非課税）関係	九
第二章	所得者課税の原則	関係	三
第三	少額預金の利子所得		八
第一〇条	損賠賠償金等	（第二号関係）	八
第九	「相続等により取得するもの」		八
第八	「学資金（第一九号関係）」		八
第七	「証券投資信託の収益の分配（第二、三、三〇号関係）」		七
第六	「減資等により交付を受ける金銭等（第一四、一五、一六号関係）」		七

法第三三条 (譲渡所得) 関係	三	法第三八条 (譲渡所得の金額の計算上控除する取得	三	第九九条関係)	九	(少額の減価償却資産 (令第一	七
法第三四条 (一時所得) 関係	三	「組合の所得計算」	三	「たな卸資産の評価の方法の選	七	三八条関係)	七
法第三五条 (雑所得) 関係	三	「その他」	三	定 (令第一〇〇条関係)	七	「減価償却資産の除却等」	八
法第三六条 (雑所得) 関係	三	法第三八条 (譲渡所得の金額の計算上控除する取得	三	「たな卸資産の評価の方法の変	七	「償却可能限度額 (令第一三四	八
法第三七条 (雑所得) 関係	三	費) 関係	三	更手続 (令第一〇一条関係)	七	条関係)	八
法第三八条 (雑所得) 関係	三	第三款 収入金額の計算	三	「たな卸資産の取得価額 (令第	七	「劣化資産」	八
法第三九条 (雑所得) 関係	三	法第三九条 (たな卸資産等の自家	三	「たな卸資産の取得価額の特例	七	法第五〇条 (繰延資産の償却費の	八
法第四〇条 (雑所得) 関係	三	消費の場合の総収入	三	(令第一〇四条関係)	七	計算及びその償却の	八
法第四一条 (雑所得) 関係	三	金額算入) 関係	三	等 (令第一〇五条関係)	七	方法) 関係	八
法第四二条 (雑所得) 関係	三	たな卸資産の贈与等	三	の計算及びその評	七	「繰延資産の償却費の計算 (令	八
法第四三条 (雑所得) 関係	三	の場合の総収入金額	三	価の方法) 関係	七	第一三七条関係)	八
法第四四条 (雑所得) 関係	三	算入) 関係	三	法第四九条 (減価償却資産の償却	七	「少額の繰延資産 (令第二三九	八
法第四五条 (雑所得) 関係	三	の繰収入金額算入)	三	費の計算及びその償	七	条関係)	八
法第四六条 (雑所得) 関係	三	移転等の支出に充て	三	却の方法) 関係	七	法第五一条 (資産損失の必要経費	八
法第四七条 (雑所得) 関係	三	るための交付金の総	三	「特別な償却の方法 (令第二二	七	算入) 関係	八
法第四八条 (雑所得) 関係	三	収入金額不算入) 関	三	〇条の二関係)	七	「固定資産等の損失」	八
法第四九条 (雑所得) 関係	三	係	三	「減価償却資産の償却の方法の	七	「貸倒損失」	八
法第五〇条 (雑所得) 関係	三	第四款 必要経費等の計算	三	変更手続 (令第一二四条関係)	七	「債権償却特別勘定」	八
法第五一条 (雑所得) 関係	三	第四款 必要経費等の計算	三	「減価償却資産の取得価額 (令	七	「返品」	八
法第五二条 (雑所得) 関係	三	第一目 家事関連費・租税	三	第一二六条関係)	七	「返品債権特別勘定」	八
法第五三条 (雑所得) 関係	三	公課等	三	「耐用年数の短縮 (令第一三〇	七	第四目 引当金	八
法第五四条 (雑所得) 関係	三	家事関連費等の必要	三	条関係)	七	法第五二条 (貸倒引当金) 関係	八
法第五五条 (雑所得) 関係	三	経費不算入等) 関係	三	「償却費の計算 (令第一三一条	七	法第五三条 (返品調整引当金) 関	八
法第五六条 (雑所得) 関係	三	「家事関連費 (第一号関係)」	三	「鉱業用減価償却資産の償却」	七	法第五四条 (退職給与引当金) 関	八
法第五七条 (雑所得) 関係	三	「附帯税 (第三号関係)」	三	「温泉利用権の償却」	七	「退職給与引当金の範囲 (令第一	八
法第五八条 (雑所得) 関係	三	「損害賠償金等 (第七号関係)」	三	「工業所有権の実施権等の償	七	五三条関係)	八
法第五九条 (雑所得) 関係	三	「所得税額から控除す	三	却」	七	「退職給与引当金の繰入	八
法第六〇条 (雑所得) 関係	三	る外国税額) 必要経	三	「生物の償却」	七	限度額 (令第一五四条関係)	八
法第六一条 (雑所得) 関係	三	費不算入) 関係	三	「年中途中で業務の用に供した	七	「退職給与引当金勘定の金額の	八
法第六二条 (雑所得) 関係	三	第二目 資産の評価及び償	三	減価償却資産等の償却費の特例	七	取崩し (令第一五五条関係)	八
法第六三条 (雑所得) 関係	三	却費	三	(令第一三三条関係)	七	「死亡の場合の退職給与引当金	八
法第六四条 (雑所得) 関係	三	「たな卸資産の売上原	三	「増加償却 (令第一三三条関	七	勘定の金額の処理 (令第一五七	八
法第六五条 (雑所得) 関係	三	価等の計算及びその	三	係)」	七	条関係)	八
法第六六条 (雑所得) 関係	三	評価の方法) 関係	三	「陳腐化償却 (令第一三三条の	七	法第五五条 (特別修繕引当金) 関	八
法第六七条 (雑所得) 関係	三	「たな卸資産の評価の方法 (令	三	二関係)」	七		八

係 九三

法第五十五条の二(製品保証等引当金)関係 九四

第五目 親族が事業から受ける対価

法第五十六条(事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例)関係 九五

法第五十七条(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)関係 九五

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算等

法第五十八条(固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例)関係 九六

法第五十九条(贈与等の場合の譲渡所得の特例)関係 九七

法第六〇条(贈与等により取得した資産の取得費等)関係 九八

法第六二条(生活に通常必要でない資産の災害による損失)関係 一〇〇

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例

法第六三条(事業を廃止した場合の必要経費の特例)関係 一〇〇

法第六四條(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)関係 一〇〇

第七款 収入及び費用の帰属

所得税 基本通達 目次

の時期の特例

法第六五条(割賦販売等に係る収入及び費用の帰属時期)関係 一〇三

法第六六条(延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期)関係 一〇三

法第六七条(長期工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期)関係 一〇四

法第六七条の二(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期)関係 一〇四

第二節 損失の繰越控除

法第七〇条(純損失の繰越控除)関係 一〇五

〔被災事業資産の損失の金額の計算等〕 一〇五

〔災害関連費用(令第二〇三条)関係〕 一〇五

〔繰越控除の適用要件〕 一〇五

第三節 所得控除

法第七二条(雑損控除)関係 一〇七

法第七三条(医療費控除)関係 一〇七

法第七四條(社会保険料控除)及び第七五條(小規模企業共済等掛金控除)関係 一〇七

法第七六条(生命保険料控除)関係 一〇八

法第七七条(損害保険料控除)関係 一〇八

法第七八条(障害者控除)関係 一〇九

法第七九条(寡婦控除)関係 一〇九

法第八〇条(配偶者控除)及び第八四條(扶養控除)関係 一一〇

関係 二二

法第八五条(扶養親族等の判定の時期等)関係 二二

第二章 税額の計算

法第九〇条(変動所得及び臨時所得の平均課税)関係 二三

法第九六条(用語の意義)関係 二三

法第九七条(合算対象世帯員がある場合の税額)関係 二四

法第九八条(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)関係 二四

法第九九条(合算対象世帯員がある場合の税額計算の特例の適用除外)関係 二四

法第一〇一条(合算対象世帯員がある場合の税額計算の細目)関係 二四

〔予定納税基準額についての読み替え(令第二三五条関係)〕 二四

〔予定納税額減額申請者に対する処分の通知(令第二四一条関係)〕 二五

〔主たる所得者又は合算対象世帯員の死亡又は出国の場合の確定申告(令第二四四条関係)〕 二五

〔申告書等に関する準用(令第二四五条関係)〕 二五

〔延払条件付譲渡に係る所得税額の延納(令第二五二条関係)〕 二五

〔更正又は決定をすべき金額等(令第二五五条関係)〕 二六

〔加算税に関する規定の調整(令第二五六条関係)〕 二六

第三章 申告、納付及び還付

第一節 予定納税

法第一〇四条(予定納税額の納付)関係 二六

法第一〇五条(予定納税基準額の計算の基準日等)関係 二六

法第一〇六条(予定納税額等の通知)関係 二七

法第一〇八条(特別農業所得者に係る予定納税基準額の計算の基準日等)関係 二七

法第一〇九条(特別農業所得者に対する予定納税額等の通知)関係 二七

法第一一〇条(特別農業所得者の申請)関係 二七

法第一一二条(予定納税額の減額の承認の申請)関係 二八

法第一一三条(予定納税額の減額の承認の申請に対する処分)関係 二八

法第一一四条(予定納税額の減額の承認があつた場合の予定納税額の特別)関係 二八

第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

法第二一〇条(確定所得申告)関係 二九

法第二一二条(確定所得申告を要しない場合)関係 二九

法第二二二条(還付等を受けるための申告)関係 三〇

法第二二四条(確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告)関係 三〇

[illegible]

法第二二三条 (徴収税額) 関係…………… 二五
法第二二四条 (源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得) 関係…………… 二五

第七章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例
法第二二六条 (源泉徴収に係る所得税の納期の特例) 関係…………… 二五

法第二二九条 (承認の取消し等があつた場合の納期の特例) 関係…………… 二五

第八章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収
法第二二二条 (源泉徴収に係る所得税の徴収) 関係…………… 二五

第五編 雑則
法第三三二条 (財産債務明細書の提出) 関係…………… 二五

法第三三三条 (申告書の公示) 関係…………… 二五

附則…………… 二五

第一編 総則 第一章 通則

法第二条 (定義) 関係
〔居住者、非居住者及び非居住者〕
三、四、五号関係〕

(住所の意義)
二一 法に規定する住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によつて判定する。

(注) 国の内外にわたつて居住地が異動する者の住所が国内にあるかどうかの判定に当つては、令第一四条(国内に住所を有する者と推定する場合)及び第一五号(国内に住所を有しない者と推定する場合)の規定があることに留意する。

(再入国した場合の居住期間)

二一二 国内に居所を有していた者が国外に赴き再び入国した場合において、国外に赴いていた期間(以下この項において「在外期間」という。中、国内に、配偶者その他生計を一にする親族を残し、再入国後起居する予定の家屋若しくはホテルの一室等を保有し、又は生活用財産を預託している事実があるなど、明らかにその国外に赴いた目的が一時的なものであると認められるときは、当該在外期間中も引続き国内に居所を有するものとして、法第二条第一項第三号及び第四号の規定を適用する。

(国内に永住する意思を有しない者の非居住者、非居住者等の区分)
二一三 国内に居住する者で国内に永住する意思を有しないものについては、その者が国内に住所を有するかどうかの区分に応じ、それぞれ次により非居住者、非居住者等の区分を行うことに留意する。

(一) 入国後一年を経過する日まで住所を有しない場合 入国後一年を経過する日までの間は非居住者、一年を経過する日の翌日以後四年を経過する日までの間は非居住者、その翌日以後は非居住者以外の居住者

(二) 入国後一年を経過する日までの間に住所を有することとなつた場合 住所を有することとなつた日の前日までの間は非居住者、住所を有することとなつた日から入国後五年を経過する日までの間は非居住者、その翌日以後は非居住者以外の居住者

(三) 入国直後に国内に住所を有する場合 入国後五年を経過する日までの間は非居住者、その翌日以後は非居住者以外の居住者

(居住期間の計算の起算日)

二一四 法第二条第一項第三号又は第四号に規定する「一年以上」又は「五年以下」の期間の計算の起算日は、入国の日の翌日となることに留意する。

(「人格のない社団等(第八号関係)」「法人でない社団の範囲」)

二一五 法第二条第一項第八号に規定す

る法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいい、次に掲げるようなものは、これに含まれない。

(一) 民法第六六七条(組合契約)の規定による組合
(二) 商法第五三五条(匿名組合契約)の規定による匿名組合

(法人でない財団の範囲)

二一六 法第二条第一項第八号に規定する法人でない財団とは、一定の目的を達成するために出えんされた財産の集合体のうち法人人格を有しないもので、特定の個人又は法人の所有に属さないで一定の組織による統一された意思の下にその出えん者の意図を実現するために独立して活動を行うものをいう。

(法人でない社団又は財団の代表者又は管理人)

二一七 法人でない社団又は財団について代表者又は管理人の定めがあるとは、その社団又は財団の定款、寄付行為、規則、規約等によつて代表者又は管理人が定められている場合のほか、その社団又は財団の業務に係る契約を締結し、その金銭、物品等を管理するなどの業務を主宰する者が事実上あることをいうものとする。従つて、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのないものは通常あり得ないことに留意する。

〔福利厚生等を目的として組織された従業員団体の収入及び支出〕

二一八 法人（法別表第一「公益法人等の表」に掲げる法人を除く。以下この項において同じ。）の役員（法人税法第二十一条第五号（定義）に規定する役員をいう。以下同じ。）又は使用人をもつて組織した団体（以下二一九において「従業員団体」という。）が、これらの者の親しく、福利厚生に関する事業を主として行っている場合において、その事業経費の相当部分が当該法人が負担しており、かつ、次に掲げる事実のいずれかの一事実があるときは、原則として、当該事業に係る収入及び支出は、その金額が当該法人の収入及び支出の額に含まれるものとする。〔昭四六直審所〕一九改正〕

（一）法人の役員又は使用人で一定の資格を有する者が、その資格において当然に当該団体の役員に選出されることとなつてゐること。

（二）当該団体の事業計画又は事業の運営に関する重要案件の決定について当該法人の許諾を要するなど、当該法人がその業務の運営に参画していること。

（三）当該団体の事業に必要な施設の一部又は大部分を当該法人が提供していること。

（四）従業員団体の収入及び支出の特例

二一九 二一八の場合において、当該従業員団体の収入及び支出が、例えば、当該法人からきよ出された部分と構成員から収入した会費等の部分とであん分

するなど適正に区分整理されているときは、二一八にかかわらず、その区分されたところにより当該法人の収入及び支出に含められる収入及び支出の額を計算することができる。

（公債債（第九号関係））

二一〇 法第二条第一項第九号に規定する公債には、外国及び外国の地方公共団体の発行した債券が含まれる。

（社債債（第九号関係））

二一一 法第二条第一項第九号に規定する社債とは、株式会社が商法その他の法律の規定により発行する債券及び会社以外の内国法人が特別の法律により発行する債券並びに外国法人が発行する債券でこれらに準ずるものをいうのであるから、債券の発行につき法律の規定をもたない会社以外の内国法人が発行するいわゆる学校債又は組合債のようなものは、これに該当しない。

（注） いわゆる学校債、組合債等の利子は、雑所得に該当する。

（預貯金（第一〇号関係））

二一二 令第二条本文「預貯金の範囲」に規定する「銀行その他の金融機関」とは、法律の規定により預金又は貯金の受入れの業務を行うことが認められている郵便局、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等をいう。

（たな卸資産（第一六号関係））

二一三 令第三条第七号「たな卸資産の範囲」に掲げる「前各号に掲げる資産に準ずるもの」には、例えば、事業所得を生ずべき事業に係る次に掲げるような資産で一般に販売（家事消費を含む。）の目的で保有されるものが含まれる。

（一）飼育又は養殖中の牛、馬、豚、家

（二）定植前の苗木

（三）育成中の観賞用の植物

（注） 金融機関以外のものに対する寄託金につき受ける利子は、令第二条各号に掲げるものにつき受けるものを除き、雑所得に該当する。

（たな卸資産（第一六号関係））

二一三 令第三条第七号「たな卸資産の範囲」に掲げる「前各号に掲げる資産に準ずるもの」には、例えば、事業所得を生ずべき事業に係る次に掲げるような資産で一般に販売（家事消費を含む。）の目的で保有されるものが含まれる。

（一）飼育又は養殖中の牛、馬、豚、家

（二）定植前の苗木

（三）育成中の観賞用の植物

（四）まだ収穫しない水陸稲、麦、野菜等の立毛及び果実

（五）養殖中ののり、わかめ等の水産植物でまだ採取されないもの

（六）仕入等に伴つて取得した空かん、空箱、空びん等

（減価償却資産（第一九号関係））

（書画、骨とう等）

二一四 書画、骨とう（複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものを除く。以下この項において同じ。）のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画、骨とうに該当する。〔昭五五直所三一 一九改正〕

（一）古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は稀少価値を有し、代替性のないもの

（二）美術関係の年鑑等に登載されている作者の製作に係る書画、彫刻、工芸品等

（注） 書画、骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等とその取得価額が一点一〇万円（絵画にあつては、号一万円）未満であるものについては、減価償却資産として取扱うことができるものとする。

（貴金属の素材の価額が大部分を占める固定資産）

二一五 ガラス繊維製造用の白金製溶解炉、光学ガラス製造用の白金製ろば、か性カリ製造用の銀製なべのように、素材となる貴金属の価額が取得価額の大部分を占め、かつ、一定期間使用後は素材に還元の上銲直して再使用することを常態としているものは、減価償却資産に該当しない。〔昭五五直所三一 一九改正〕

（注） 一これらの資産の銲直しに要する費用（地金の補給のため直しの時において必要経費に算入する。）

二 白金ノズルは減価償却資産に該当するのであるが、これに類する工具で貴金属を主体とするものについても、白金ノズルに準じて減価償却をすることができるとする。

(現にか動していない資産)

二一六 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供される令第六条(減価償却資産の範囲)に規定する資産は、現にか動していない場合であっても、これらの業務の用に供するために維持補修が行われており、いつでもか動し得る状態にあるときは、減価償却資産に該当する。

[昭五五直所三一・九改正]

(注) 他の場所においてこれらの業務の用に供するために移設中の資産については、その移設期間がその移設のために通常要する期間であると認められる限り、減価償却を継続することができる。

(建設又は製作中の資産)

二一七 建設又は製作中の建物、機械及び装置等の資産は、減価償却資産に該当しないのであるが、その完成した部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供されている場合には、その部分は減価償却資産に該当する。

(温泉利用権)

二一八 温泉を利用する権利は、令第六条第八号ニに掲げる水利権に準ずる減価償却資産とする。

(注) この権利の取得価額については四九一九、償却費の計算については四九一二六参照

(工業所有権の実施権等)

二一八の二 他の者の有する工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び

商標権をいう。以下同じ)について実施権又は使用権を取得した場合におけるその取得のために要した金額については、当該工業所有権に準じて取扱う。[昭五五直所三一・九追加]

(注) 償却費の計算については、四九一二六の二参照

(出漁権等)

二一九 許可漁業の出漁権、繊維工業における機械の登録権利、タクシー業のいわゆるナンバー権、内航海運業のいわゆる建造引当権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく許可、認可、登録、割当に係る権利は、令第六条第八号リに掲げる営業権に該当するものとし、これらの権利に基づいて業務の活動を開始した日において業務の用に供されたものとする。この場合において、これらの権利を取得した者がその取得により可能となつた業務の拡大のために必要な設備等を新たに取得することとなることは、例えば、許可漁業の出漁権については当該許可に基づく出漁の用に供する船舶を発注するなど、当該業務の拡大に具体的に着手した日から業務の用に供されたものとする。[昭五五直所三一・九改正]

(注) これらの権利の取得価額については、四九一九〇参照

(無形固定資産の業務の用に供した時期)

二二〇 令第六条第八号に掲げる無形固定資産のうち、現に営む業務の遂行に必要な漁業権及び工業所有権については、その取得の日から業務の用に供

されたものとして差支えない。[昭五五直所三一・九改正]

(公共下水道施設の使用のための負担金)

二二一 下水道法第二条第三号(公共下水道の定義)に規定する公共下水道を使用する排水設備の新設又は拡張をする者が、その新設又は拡張により必要となる公共下水道の改築に要する費用を負担して取得する当該公共下水道を使用する権利は、令第六条第八号カに掲げる水道施設利用権に準ずる減価償却資産とする。[昭四九直所二二・三改正]

(電信電話専用施設利用権の範囲)

二二二 令第六条第八号タに掲げる電信電話専用施設利用権には、加入電話等利用規程(昭和四五年日本電信電話公社公示第一〇二号)第八一条の二

〔着信用電話〕に定めるふくそう対策用市内着信用専用契約に基づく着信用専用電話の使用は含まれるが、同規程別表五の1(付属装置)の15に定める発着信用専用装置を装置する加入電話に係る電話加入権は、これに含まれないことに留意する。[昭四九直所二二・三改正]

(電信加入権等)

二二三 日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社と締結した公衆電気通信法(昭和二八年法律第九七号)第五五条の二(電信加入契約)に定める電信加入契約、同法第五五条の九(データ通信回線使用契約)に定めるデータ

通信回線使用契約又は同法第五五条の一九(データ通信設備使用契約)に定めるデータ通信設備使用契約に基づき加入電信又はデータ通信による公衆電気通信役務の提供を受ける権利は、令第六条第八号タに掲げる電信電話専用施設利用権に準ずる減価償却資産とする。[昭五一五直所三一・改正]

(繰延資産(第二〇号関係))
(公共的施設の設置又は改良のために支出する費用)

二二四 令第七条第一項第四号イ(公共的施設等の負担金)に掲げる「自己が便益を受ける公共的施設……の設置又は改良のために支出する費用」とは、次に掲げる費用をいう。

(一) 自己の必要に基づいて行う道路、堤防、護岸、その他の施設又は工作物(以下この項において「公共的施設」という)の設置又は改良(以下この項において「設置」という)のために要する費用(自己の利用する公共的施設につきその設置等を国又は地方公共団体(以下この項において「国等」という)が行う場合におけるその設置等に要する費用の一部の負担金を含む)又は自己の所有する道路その他の施設又は工作物を国等が提供した場合における当該施設又は工作物の帳簿価額に相当する金額

(注) 国等に資産を提供した場合

には、措置法第四〇条第一項(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)の規定により、法第五九条第一項

第一号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用については、当該資産の提供がなかつたものとみなされる。

(二) 国等の行う公共的施設の設置等により著しく利益を受ける場合におけるその設置等に要する費用の一部の負担金（土地所有者又は借地権を有する者が土地の価格の上昇に基きして納付するものを除く。）

(三) 鉄道業を営む法人の行う鉄道の建設に当り支出するその施設に連絡する地下道等の建設に要する費用の一部の負担金

(共同的施設の設置又は改良のために支出する費用)

二二五 令第七条第一項第四号イに掲げる「自己が便益を受ける……共同的施設の設置又は改良のために支出する費用」とは、その者の所属する協会、組合、商店街等の行う共同的施設の建設又は改良に要する費用の負担金をいう。この場合において、共同的施設の相当部分が貸室に供されるなど協会等の本来の用以外の用に供されているときは、その部分に係る負担金は、協会等に対する寄付金となることに留意する。

(簡易な施設の負担金の必要経費算入)

二二六 国、地方公共団体、商店街等の行う街路の簡易舗装、街灯、がんぎ等の簡易な施設で主として一般公衆の便益に供されるものために充てられる負担金は、これを繰延資産としないうるその支出の日の属する年分の必要経

費に算入することができる。

(資産を賃借するための権利金等)

二二七 令第七条第一項第四号ロ（資産を賃借するための権利金等）に掲げる費用には、次のようなものが含まれる。（昭五五直所三一・一九改正）

(注) 建物の賃借に際して支払った仲介手数料の額は、その支払った日の属する年分の必要経費に算入することができる。

(二) 電子計算機その他の機器の賃借に伴つて支出する引取運賃、関税、据付費その他の費用

(ノーハウの頭金等)

二二八 ノーハウの設定契約に際して支出する一時金又は頭金の費用は、令第七条第一項第四号ハ（役務の提供を受けるための権利金等）に掲げる費用に該当する。ただし、ノーハウの設定契約において、頭金の全部又は一部を使用料に充当する旨の定めがある場合は、当該頭金の額のうちその使用料に充当する部分の金額又はその支払われないこととなる使用料の額に相当する部分の金額は、これを繰延資産としないうる前払費用として処理することができる。（昭五五直所三一・一九改正）

(注) 前払費用として処理した頭金の額についてその使用料に充当すべき期間又は使用料を支払わないうる期間を経過したとき、その残額は当該期間を経過した日の属する年分の必要経費に

算入することができる。

(ソフトウェアの開発費用)

二二八の二 他者の者からソフトウェアの提供を受け、又は他者の者に委託してソフトウェアを開発した場合におけるその提供を受けるため、又は委託するため要した費用は、令第七条第一項第四号ハに掲げる費用に該当する。（昭五五直所三一・一九追加）

(注) ソフトウェアの開発に関連して他者の者に支払つた費用のうち次に掲げるものは、上記の費用に該当しない。

一 自らソフトウェアを開発するために他者の者から技術者の派遣を受けた場合（実質的に当該他者の者に開発を委託したと認められる場合を除く。）のその派遣を受けるために要した費用

二 自ら開発したソフトウェアについて他者の者にコーディングのみを行わせた場合のそのコーディングのために要した費用

(広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用)

二二九 令第七条第一項第四号ニ（広告宣伝費用を贈与した費用）に掲げる「製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用」とは、自己の製品等の広告宣伝のため、特約店等に対し広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳、陳列だな、自動車のような資産（展示用モデルハウスのように見本としての性格を併せ有するものを含む。以下この項において同じ。）を贈与した場合（その資

産を取得することを条件として金銭を贈与した場合又はその贈与した資産の改良等を含むために金銭等を贈与した場合を含む。）又は著しく低い対価で譲渡した場合における当該資産の価額又は当該資産の価額からその対価の額を控除した金額に相当する費用をいう。（昭五五直所三一・一九改正）

(注) 当該資産を自己の用に供しない贈与又は譲渡したものである場合には、「当該資産の価額」は「当該資産の取得価額」とすることが出来る。

(スキー場のゲレンデ整備費用)

二二九の二 積雪地帯におけるスキー場（その土地が主として他者の所有に係るものに限る。）においてリフト、ロープウェイ等の索道事業を営む者が当該スキー場に係る土地をゲレンデとして整備するために立木の除去、地ならし、沢の埋立て、芝付け等の工事を行った場合には、その工事に要した費用は、令第七条第一項第四号ホ（その他自己が便益を受けるための費用）に掲げる費用に該当するものとする。

当該スキー場において旅館、食堂、土産物店等を経営する者が当該費用の額の一部又は全部を負担した場合のその負担した額についても同様とする。（昭五五直所三一・一九追加）

(注) 一 既存のゲレンデについて支出する次のような費用の額は、その支出した日の属する年分の必要経費に算入することが出来る。

(一) おおむねシーズンごとに

行う傾斜角度の変更その他これに類する工事のために要する費用

(二) 崩落地の修復、補強等の工事のために要する費用

(三) シーズンごとに行うブツシュの除去、芝の補植その他これらに類する作業のために要する費用

二 自己の土地をスキー場として整備するための土工工事(他の者の所有に係る土地を有料のスキー場として整備するための土工工事を含む)に要する費用の額は、構築物の取得価額に算入する。

(出版権の設定の対価)
二二九の三 著作権法第七九条第一項(出版権の設定)に規定する出版権の設定の対価として支出した金額は、令第七九条第一項第四号ホに掲げる費用に該当するものとする。(昭五五直所三一―九追加)

(注) 例えば、漫画の主人公を商品のマーク等として使用する等他人の著作物を利用することについて著作権者の許諾を得るために支出する一時金の費用は、出版権の設定の対価に準じて取扱う。

(同業者団体等の加入金)
二二九の四 同業者団体等(社交団体を除く)に対して支出した加入金(その構成員としての地位を他に譲渡することができるとなっている場合における加入金及び出資の性質を有する

加入金を除く)は、令第七九条第一項第四号ホに掲げる費用に該当するものとする。(昭五五直所三一―九追加)

(職業運動選手等の契約金等)
二二九の五 職業運動選手等との専属契約をするために支出する契約金等は、令第七九条第一項第四号ホに規定する繰延資産に該当するものとする。

(昭五五直所三一―九追加)
(注) セールスマン、ホステス等の引抜料、仕度金等の額は、その支出をした日の属する年分の必要経費に算入することができ。

(変動所得(第二三号関係))
(漁獲の意義)
二一三〇 令第七九条の二(変動所得の範囲)に規定する漁獲とは、水産動物を捕獲することをいう。従つて、例えば、こんぶ、わかめ、てんぐさ等の水産動物の採取又はこれに含まれない。

(昭四九直所二一―二三改正)
(漁獲、採取又は養殖から生ずる所得の意義)
二一三一 令第七九条の二の漁獲、採取又は養殖から生ずる所得とは、自己が捕獲、採取又は養殖をした水産動物又はそのそのまま販売することにより生ずる所得をいうのであるが、自己が捕獲、採取又は養殖をした水産動物又はのりに切断、乾燥、冷凍、塩蔵等の簡易な加工を施して販売することにより生ずる所得も、これに含まれるものとする。(昭四九直所二一―二三改正)

(著作権の使用料に係る所得)
二一三二 令第七九条の二に規定する「著作権の使用料に係る所得」には、著作権者以外の者が著作権者のために著作物の出版等による利用に関する代理若しくは媒介をし、又は当該著作物を管理することにより受ける対価に係る所得は含まれない。(昭四九直所二一―二三改正)

(臨時所得(第二四号関係))
(契約の範囲)
二一三三 令第八十條第一号又は第二号(臨時所得の範囲)に規定する契約には、最初に締結する契約のほか、その契約を更新し又は更改する契約も含まれる。

作権の使用料に係る所得」には、著作権者以外の者が著作権者のために著作物の出版等による利用に関する代理若しくは媒介をし、又は当該著作物を管理することにより受ける対価に係る所得は含まれない。(昭四九直所二一―二三改正)

(臨時所得(第二四号関係))
(契約の範囲)
二一三三 令第八十條第一号又は第二号(臨時所得の範囲)に規定する契約には、最初に締結する契約のほか、その契約を更新し又は更改する契約も含まれる。

(報酬年額又は使用料年額の意義)
二一三四 令第八十條第一号又は第二号に規定する「報酬の年額」又は「使用料の年額」とは、契約締結の際において見積つた報酬又は使用料のいわゆる平年額をいうものとする。

(使用料年額の二倍以上かどうかの判定)
二一三五 令第八十條第二号に規定する「権利金、頭金その他の対価」が同号に規定する「使用料の年額の二倍に相当する金額以上」であるかどうかは、契約ごとに判定する。

(補償金に係る所得)
二一三六 令第八十條第三号及び第四号に掲げる補償金に係る所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額には、いわゆる収益補償金のほか、経費補償金、たな卸資産の対価補償金、固定資産の遊休期間中における減耗補償金等も含まれるのであるが、固定資産(法第三十三條第二項第一号(譲渡所得に含まれないもの)に掲げる所得の基となる資産を除く。以下この項において同じ。)の除却若しくは譲渡に係る対価補償金又は資産の移転若しくは移築の費用に充てるための費用補償金は、これに含まれない。

(注) 固定資産の除却又は譲渡に係る対価補償金は譲渡所得の収入金額となり、資産の移転又は移築の費用に充てるための費用補償金は、法第四四條(移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入)の規定に該当するものを除き、一時所得の収入金額となる。

(臨時所得に該当するもの)
二一三七 次に掲げるものに係る所得は、令第八十條の臨時所得に該当する。(昭四九直所二一―二三改正)

(一) 三年以上の期間にわたる不動産の貸付の対価の総額として一括して支払を受ける賃貸料で、その金額がその年分の不動産所得の総収入金額に算入されるべきもの

(二) 不動産の賃貸人が、賃貸人の交替又は転賃により賃借人又は転賃人(前借人を含む)から支払を受けるこれらに類するもの(その交替又は転賃後の貸付期間が三年以上であるものに限り)で、その金額がその交替又は転賃後に当該賃貸人が支払を受ける賃貸料の年額の二倍に相当す

る。

る。

る。